

令和3年度 第3回 福祉施策審議会 会議録

- 1 日時 令和3年7月19日（月）
午後2時00分～4時00分
- 2 場所 ケアセンター 4階第1・第2研修室
- 3 出席委員
鎌田会長 中副会長 石幡委員 小野寺委員 石渡委員 寺谷委員
渡邊委員 濱田委員 牧委員 山中委員 琉委員 釜塚委員 山田委員
- 4 欠席委員
三木委員 池田委員 肥田委員 佐郷谷委員 伊ヶ崎委員
- 5 市出席職員
早川健康福祉部長 豊田健康福祉部次長兼介護支援課長
橋本社会福祉課長 木村高齢者支援課長 宮澤障害者支援課長
秋元児童発達支援センター所長 小谷子ども家庭課長 遠藤保育課長
寺田健康増進課長補佐 育野介護支援課長補佐
- 事務局（社会福祉課健康福祉政策室）
中川社会福祉課健康福祉政策室長 古林主任主事 高木主事
- 6 傍聴者
3名

※その他の参加者 手話通訳者2名
- 7 議題
(1) 第4期流山市地域福祉計画の策定について
- 8 議事録
(中川社会福祉課健康福祉政策室長)
本日はお忙しい中、令和3年度第3回流山市福祉施策審議会に御出席いただ

きましてありがとうございます。審議会の開催に先立ちまして御報告がございます。子ども家庭部長に急遽公務が発生しまして、本日欠席となります。

議事の進行につきましては、流山市附属機関に関する条例第5条第1項の規定に基づき、会長が会議の議長になることになっております。鎌田会長お願いいたします。

会長挨拶

(鎌田会長)

会議に入る前に、委員の皆様に報告いたします。本日の出席委員は13名です。委員の半数以上の出席がありますので、附属機関に関する条例第5条第2項の規定に基づきまして、会議は成立していることを御報告します。

なお、市民参加条例等の規定により、審議会は公開となっております。

本日は、3名の方から、本審議会を傍聴したい旨の申し出がありましたので、会議の傍聴について御了承願います。それでは、傍聴者の入室をお願いします。

傍聴者入室

(鎌田会長)

それでは本日の議題について、事務局から説明をお願いします。

(中川社会福祉課健康福祉政策室長)

それでは本日の議題について御説明します。

本日の議題は1件になります。

まず、事前に配付しました資料及び本日配付しました資料の御確認をさせていただきます。

資料の確認

不足されている方は、お申し出ください。よろしいでしょうか。

本日は議事録作成のため、録音させていただいておりますので御了承をお願します。

併せて、委員の中に聴覚障害の方もいらっしゃいますので、発言はゆっくり、はっきりとお願ひします。

議題 1

(鎌田会長)

それでは、まず議題 1 について御説明願います。

(中川社会福祉課健康福祉政策室長)

それでは、議題 1 について御説明します。

説明

(中川社会福祉課健康福祉政策室長)

以上で事務局からの説明を終了します。御審議のほどよろしくお願ひします。

(鎌田会長)

ただいま、第 3 章の内容について事務局から説明がありました。委員の皆様の御意見・御質問をお伺いしたいと思います。御意見・御質問がある方はいらっしゃいますか。

(琉委員)

言葉の取り方、受け止め方についてお伺いしたいのですが、資料 1 の 80 ページの下の方の『ひきこもりや支援拒否など…』というところを、『生活課題』という言葉にまとめていますよね。この計画書の 3 章を一通り読みましたが、その中で『生活課題』という言葉以外にも、『福祉課題』『地域課題』『地域生活課題』『分野横断的課題』など、色々な言葉が出てきます。言っていることは大体同じだと思いますが、その時その時で言葉が変わっています。また、前期計画の 3 ページ、『身近な地域で解決する福祉のニーズ』という欄では、色々な課題をまとめて『福祉課題が増加しています』と記載されています。今期計画では同じく 3 ページで『生活課題が発生しています』と記載されています。前期計画では『増加』となっていますが、今期計画では『発生』となっています。しかしながら、こうした課題は今発生したのもではなく、前からあったのではないかと感じました。

また、2 ページ、第 1 章第 1 節の初めに『福祉課題』という言葉があるのに、読んでいくとそのすぐ下で『生活課題』という言葉が出てきます。福祉課題という言葉を今期計画では使わないようにしているのか、そういうことではなく生活課題というものが増えてきたのか、言葉の使い方の違いについて教えて頂きたいと思います。

(中川社会福祉課健康福祉政策室長)

こちらは言葉の整合性の点で統一ができていなかった部分ですので、前回の計画を確認のうえ、統一したいと思います。

(琉委員)

福祉課題と生活課題の違いは何でしょうか。

(中川社会福祉課健康福祉政策室長)

生活課題は福祉課題よりも幅広いイメージと考えています。福祉課題は福祉分野に限った課題ですが、生活課題は福祉的なものだけでなく、移動や就労など幅広い分野で支援をしていくという部分がありますので、用語としては生活課題の方が広い意味だと思います。しかしながら御指摘頂いたとおり、使い分けができるところがございますので、再度言葉の意味と使う場面を精査して、適切な表現に整理していきたいと思います。

(鎌田会長)

生活課題と福祉課題という言葉は意味が異なりますので、きちんと把握して書き直します、ということだったと思います。他に御意見はありますか。

(寺谷委員)

全体的なことでお聞きしたいのですが、今期計画の作成に当たり、前期計画と計画作成のパターンがほぼ同じです。内容は新しいことが入っていますし、色々と変化がみられるのですが、1つ確認したいのは前期計画の実績の分析、どういう点でこうだったのでこうしよう、とか、こういうものはもう止める、とか、新しいことをやっていく、とか、そういった事前の打ち合わせは行ったということでよろしいでしょうか。

次に、我々委員は昨年度高齢者支援計画と障害者支援計画等障害者の関係の計画の策定に携わりました。ですので、これらの計画の内容はある程度把握しています。一方、流山市子ども・子育て支援総合計画については令和元年度に策定されております。今回の計画の策定に当たり、子ども家庭課の情報や今後何年間でどういったことをやる、といったことが反映されているか、その点をお聞きしたいです。

(中川社会福祉課健康福祉政策室長)

まず、事前の打ち合わせについては、今期計画策定に当たり各担当部局の職員を集めて意見交換を行っています。また、今期計画の中に含まれる前期計画の振り返りについても内容を確認のうえ作成しております。

次に、流山市子ども・子育て支援総合計画が既に策定されている中で、今期計画に内容が反映されているかということについては、以前山田委員から下位計画が既に策定されているというお話もありましたが、今期計画策定に当たり、既に策定されている関連計画の内容を確認したうえで内容を記載しております。

(牧委員)

資料1の57ページ、市の取り組みの4番目、『認知症サポーター養成講座をはじめとした各種講座等の…』とありますが、各種講座等とは他に何があるのでしょうか。認知症サポーター養成講座と介護支援サポーター養成講座の2つしかないのではないかと思うのですが、他に何かあるのでしょうか。

(寺谷委員)

その2つの講座以外に、包括支援センターが主催する認知症の患者さんがいる家族を対象にした講座や、各地域で開催している認知症のケアに関する講座のことではないでしょうか。私の住んでいる東部地域では行っていますので、そういうことではないでしょうか。サポーター養成講座には子供を対象にしたものもあります。

(牧委員)

上の方に『地域住民、ボランティア…』といった記述がありますが、介護支援サポーターはかなり普及していますので、こちらに記載していいのではないかと思いました。社会福祉協議会の方に委託をしているので記載していないのかとも思いましたが、認知症と介護、この2つくらいは記載してもいいのではないかと思いました。介護支援サポーターはかなり重要な役割を果たしているのではないかと思いますので。

(鎌田会長)

質問が出ている箇所は地域福祉活動への参加という項目です。その中の市の取組みということですから、『認知症サポーター養成講座をはじめとした…』と記載されていますので、一つの例ということで、今回の計画として、これを含む各種講座等の開催を色々計画しており、これによって地域の福祉の担い手の

養成に努めるという趣旨ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

お時間かかるようでしたら後で御回答下さい。その他に御意見ありますか。

(釜塚委員)

資料1の84ページ、ひきこもりについてなのですが、現に私の近くで小さい時からひきこもりの方がおりますが、もう50歳を過ぎています。どこの市もそうですが、縦割りというのはきちんとしていますが、横の繋がりというのが非常に薄いのではないかと思います。ひきこもりになっているその50歳代の方のお母さんは80歳代、まさに8050という状態です。私が心配しているのは、お母さんが80歳代になって、50歳代の子供に食事を与えたり、色々なことをやっているのがだんだん苦しくなってくる、そういうことをどこに相談したらいいのか、ということです。色々な相談の窓口がありますが、85ページに『「断らない」相談支援』という言葉があります。この窓口を一つにして、言葉は違ってもいいのですが「断らない相談窓口」「困ったら相談窓口」など、そこに相談したらそういう相談はここに行って相談してください、というような、流山市の中の色々な問題を縦割りではなく横の連携をして、幅が広くなっている現状で、断らない相談支援体制はできないのでしょうか。

(鎌田会長)

ひきこもりの問題ですが、関連する御意見はありますか。

それでは、ひきこもりの相談窓口はどこなのでしょうか、という御質問ですが、いかがでしょうか。

(釜塚委員)

ひきこもりだけではなく、84ページに記載がありますように、育児をしながら親の介護を抱えているとか、幅広く困ったことについての窓口を流山市のどこに作って頂くかということです。問題を抱えた方がこれはどこに行ったらいいのか、ということではなく、抱えた問題全般をこれはここ、というように具体的に悩みを受け入れてくれる市の窓口が必要と思うのですが、いかがでしょうか。

(鎌田会長)

まず一括してお話を聞いて下さる、総合的な窓口はどこですか、ということでしょうか。事務局お願いします。

(早川健康福祉部長)

85ページの方向性としては、市の取組みの1番目と2番目の記載のとおりです。全国の自治体同様流山市でも、例えば高齢者に関する相談であれば高齢者なんでも相談室、子ども・子育てに関しては子どもなんでも相談室、経済的な困窮やコロナ禍において失業等で困っている、家賃が払えない、そういう問題に対してはくらしサポートセンターユーネットという所に市から委託をして、自立支援の相談窓口としています。そのように、個別に専門的な人材を置いて分野別の困り事に対応しています。これからは、地域には同じ世帯で1つだけではなく複数の困りごとを抱え、どこに相談したらよいか分からない、或いはそうやって手をあげることすら難しいという家庭もあろうかと思います。そういう方がどこの窓口に行ったとしても、まずそこでお話をトータルでお聞きして、抱えている解決しなければならない問題は何か、例えばひきこもりの方がいらっしゃるのか、経済的に困窮されているのか、高齢の介護が必要な方がいらっしゃるのか。御本人が整理しきれていない部分があればきちんと整理をしてあげて、子育ての窓口に来たのであればそこには子育ての専門家がいますから課題解決まで伴走して、そこから横串で、経済的困窮についてはユーネットという経済的自立支援を支援する窓口、そして高齢者の介護でしたら高齢者なんでも相談室、こういったところの専門職とチームを組んでその方の問題にかかわっていく。このようなチームでのアプローチというもの、今実際にこういった家庭を受け止めた場合にはそういう窓口が連携して対応していますが、これからますます重要性が高まってくる、そういう意味で「うちは子どもの相談だけですからそれ以外は受け止められません、他に行ってください」ではなく、「ではお話を聞きましょう」ということで問題点の整理をして差し上げて、自らの窓口で解決できないことは他の部署とチームで対応していく。そういう意味で断らない第一次的な相談窓口体制というものを作っていく、これが、各分野での相談窓口が確立している中では非常に効率的なやり方ではないかと考えています。ただし、その時にはそれぞれの専門相談員が他分野、自分の専門ではない問題解決に向けて勉強しなければならない、これがまだ緒についたばかりですから、今後交流会や事例検討会を通じてトータルのスキルを磨いていきたいと思っています。そういうことが85ページの市の取組みの1番目から3番目の項目で包括的に書き出させて頂いているという状況です。

(釜塚委員)

今後大きな窓口を作るということですか。

(早川健康福祉部長)

大きな窓口を作るということではなく、それぞれの窓口がより多様な問題について耳を傾けられる、問題点を聞いたときにそれを理解でき、整理して差し上げる、そしてそれを解決する窓口と連携して関わっていく、ということです。

(釜塚委員)

一般の市民の方はどこに電話すればいいのでしょうか。特に高齢になると市役所のどこに何があるのか分からぬ状態の中で、皆さんが分かっていて、そこに電話をして、それから手分けをしていく、その一番大本のところへ気軽に電話ができて、困ったらそこへすぐ電話をする、そういうところが欲しいと思います。

(早川健康福祉部長)

そうしましたら、御提案としては1箇所、断らない相談窓口として代表的な所があった方が分かりやすいのではないか、ということでしょうか。その御提案はお受けしまして、今後取り掛かれるかどうか、私どもの課題として持たせて頂ければと思います。今出来ることは、先ほど申し上げたような各窓口の横の連携、そして多重な相談についても受け止められるそれぞれの窓口の機能の向上を図っていく、ということに取り組んで参ります。

(寺谷委員)

今の釜塚委員の発言内容は非常に重要ではないかと思います。高齢者なんでも相談室が10数年前に出来ましたが、大変に苦労してようやく高齢者のことなら何でも相談してくれ、あそこに行けば専門でないことでも色々なことを各部署でやってくれる、そういうところから出来たのです。ところが、高齢者以外にも障害者や子どもというものがあるわけですが、流山には子どもの総合窓口がないのです。虐待でもいじめでも子育てでも。健康増進課と子ども家庭部のように各組織としてはありますが、やはり、窓口としてはあそこに電話してみれば色々なところに相談ができます、そういう支援体制を作つて下さいというのが我々の要望するところです。国では御存じのとおりこども庁ができます。こども庁ができると各組織が変わってきます。そういうことを含めた将来的な流れは否定できないと思います。そのような中で対応して頂くように要望します。今期計画に明記はされなくても、そういうことを1つの課題として検討して頂ければと思います。

(小谷子ども家庭課長)

先ほど早川部長から話がありましたが、令和元年度に子育てなんでも相談室が設立されております。情報発信の部分で行き届いていない部分がございましたら申し訳ございませんでした。その中で子ども家庭課の中には虐待・DV防止対策室ということで位置付けられております。母子保健という視点で健康増進課の中で支援を行うチームも編成されております。その中で保健センターと子ども家庭課が一体となって、子育てなんでも相談室として構築されているのが現状でございます。設立に至ったのは平成29年に母子保健法と児童福祉法の改正がございまして、それを受けしっかりとした子育て世代包括支援センターというものを自治体で設置するようにと位置付けられたためです。それを受けた設置ですので、その中で子育てにかかる皆さんの総合的なサポートということで、子育てには様々な心配や悩みがつきものではないかと思いますが、そういった不安や困りごとを一人で抱え込まずに、子ども家庭課や健康増進課と力を合わせて解決していくこうというものです。例えば出産前ですと母子保健になりますので健康増進課、子育てという視点では子どもが誕生すると保育施設はどこにあるのかという疑問が生じると思いますが、保育施設については保育課、入所に当たりどこにどういう機能を有する保育施設があるのかということになりますと、私ども子ども家庭課にコーディネーターという職員もおります。また、保育に当たっての悩みについては子ども家庭課に家庭児童相談員という職員もおります。このように、子ども家庭課では令和元年度に設置された子育てなんでも相談室という位置づけで、虐待・DV防止対策室が軸になり、支援をしております。

(寺谷委員)

子育てなんでも相談室というのは、我々は高齢者なんでも相談室のような組織をイメージするのです。今おっしゃったのは機能として置いたということであって、大きな独立した組織ではないわけです。そういった機能の設置ではなく、包括支援センターのような組織の窓口を作ったらどうですか、という提案です。ですので、令和元年度に変えたというのは、機能としてはそうかもしれません。今回もDV・虐待防止対策室を作った、また教育委員会でもそういったものを作ったということは一つの進歩でありいいことですが、将来に渡って考えた場合に、そういった機能をアップグレードさせた、包括支援センターのような組織が必要ではないかと感じます。

(小谷子ども家庭課長)

こちらも先ほど早川部長から話がありましたが、今の行政の実情では健康増進課に相談が入ると、寄り添って話を伺いしたうえで、例えば健康増進課を超えて子ども家庭課の家庭児童相談員、コーディネーター、若しくは保育課と子ども家庭課ということで、健康増進課だけでは解決できないという場合には、直ちに連絡を頂くような体制を構築しています。その逆もあり、子ども家庭課から健康増進課というラインも構築しております。しかしながら寺谷委員からは、そうではなくて全体を取りまとめた部分というお話であったと思いますので、今後検討させて頂ければと思います。また御報告なのですが、拠点としては子ども家庭課と健康増進課の他に、今年4月1日にオープンしましたおおたかの森児童センターの中にも子育て機能を有した市内で初めての施設が誕生しています。そこに保健師を常駐させ、手厚い支援や悩み相談に応じるような環境を構築しました。併せて、現在建設中になりますが南流山地区に地域図書館と児童センターの機能を有した複合施設のオープンを予定しております。その中にも同様に保健師を常駐させ、相談を受けられるような、子育てなんでも相談室の機能を有した拠点として位置付ける予定で進めております。このように市内の複数箇所にこういった拠点があり、今後も誕生する予定です。

(鎌田会長)

ありがとうございました。元々釜塚委員の御意見は、どんなことでも受け止める総合的な窓口を1つ作ってはいかがでしょう、というものであったと思いますが、事務局の答えはそれぞれの相談窓口をこれからも強化していく、どこか1つ取っ掛かりのあるところにご相談頂ければ、そこから横に繋がってチームで支援していきます、というものであったと思います。総合的な窓口設置ということについては、今後の課題ということでおろしかったでしょうか。

それでは、他に御意見ありますでしょうか。

(石渡委員)

先ほど説明の中で高齢者支援課長よりお話をありました、流山市成年後見推進センターの取り組み状況を報告させて頂きます。1点目、広報ですが広報ながれやまに3回、福祉だよりに1回、その他地域新聞や地域情報サイト等で広報活動を行っており、これからも可能な限り積極的に広報活動を行っていきたいと思います。2点目、相談窓口では何でも受け付ける形をとっています。重点的には介護や施設入所についての相談を受け付けておりますが、何でも受けて横に流していく形で進めていきたいと思います。4月から現在まで29件

の相談を受けております。3点目、周知活動として現在280の団体等に訪問し830枚のチラシを配布しており、そうした活動を進めています。4点目、7月15日に成年後見制度講演会と称して弁護士の先生に講演をして頂きました。また裁判所の後見係の方からもお話を頂きました。その時204名が参加され名前を書いて頂きました。それ以外に市の職員や私ども事務方もおりましたので、合計230余名が参加したものと考えています。今後とも積極的に取り組んで参りますので、皆様も御意見や御質問等ありましたらお聞かせ頂けると幸いです。

(鎌田会長)

今成年後見についてのお話がありましたが、関連の御質問等ありますか。なければ他に御意見等ありますでしょうか。

(寺谷委員)

第3章の施策の方針・推進体系を読むと、各項目の市民の取組みや地域等の取組みの中で、語尾が『～しましょう』とか、『～みましょう』となっている文章が多いです。特に第3章・第4章にそのような表現が多いです。これは前期計画でも書いてありましたが、計画にそこまで丁寧に書く必要があるでしょうか。随所に書いてありますが、例えば『積極的に参加』のように言い切った言葉の方がよいのではないでしょうか。

(牧委員)

同じような内容なのですが、60ページ、私にとって一番関心の高い自治会活動への参加の項目の最後、『担い手不足が…』の文末『…様々な情報提供や支援に努めます』とあります。この『努めます』という言葉は好きではありません。『実施します』などのはっきりした言葉にして頂きたい。

(石渡委員)

同じような内容で、67ページにこの表現が多かったのでこれを参考にしたいのですが、地域等の取組みで語尾が『お願いします』となっている箇所があります。なぜこのような語尾になるのか、全ての地域の皆さんにお願いしますという意味なのか。この項目の表題と語尾があつていいと思います。また、前期計画でも同じなのです。この点についてはいかがでしょうか。

(濱田委員)

全般的に地域等の取組みというのが分かりづらいと思いました。その中でも、すべての地域の皆さんという表記がありますが、これは市民の皆さんとどう違うのでしょうか。

(鎌田会長)

今の皆さんのお質問ですが、市民の取組みのところは『～しましょう』という表現が多いのです。それから、牧委員の発言にもありましたが、方向性のところは『～に努めます』という表現が多いのです。文章を作成された方は単に語尾を合わせただけではなく、何かしらの思いがあってこれを書かれていると思いますので、その点を事務局から御説明頂けますか。『すべての地域の皆さん』という箇所についても同様に意味があるのではないかと思います。これについてもお答え頂きたいと思います。

(琉委員)

この箇所の書き方は事務局も苦労されたのではないかと思います。市民の取組みというのは市民の皆さんにお願いしたいことですので、『～してみましょう』といった、呼び掛けるような表現になるのだと思います。一方、市の取組みというのはいわば身内ですので、『～します』と書けます。また、地域等の取組みというのは身内に近い団体については『～します』という表現で書けますが、それほど近くない団体については他人行儀に『～お願いします』といった表現になっていると思います。これは連携という表現が色々な箇所にありますが、連携が薄いところは『～お願いします』、強いところは『～します』となっているのではないか、そういう意味で作っているのではないかと思います。

(鎌田会長)

事務局はいかがでしょうか。また、前期計画と比べても表現が変わらないという意見も出ていますが、そのあたりも含めていかがでしょうか。

(中川社会福祉課健康福祉政策室長)

語尾については前期計画の表記に揃えたというところはありますが、意図としては琉委員が仰られたとおり、市民の皆様に御協力頂くことが多いところについては呼び掛けるような形、また地域等の取組みについてもお願いしますというような形で対応しています。この表現が不適切、という箇所があれば再度検討したいと思いますが、作成時のイメージとしては市民の皆様に御協力を呼

び掛けるという形ですので、この記載が適切と考えております。

(寺谷委員)

この計画は自助・共助・公助がベースです。これがうまくかみ合うことがベストだと思っています。だとするとこの計画上市民・地域・市に上下ではなく、同一です。そういったところから考えると、上から目線で言っている訳ではないのでしょうか、あまりそういった言葉を使わなくとも、簡単に理解できる言葉で表記した方がいいのではないか、と思います。計画の中でお願いするというのが適切か分かりませんが、計画の取組みとしてこういう計画ですよということを伝えればいいのではないですか。

(釜塚委員)

57ページの市民の取組みの中で『これまでの…探してみましょう』とあります。例えば、私が特別な技術を持っていたとして、自分で「私の技術を使ってください」と言うのでしょうか。なかなかそれはできないと思います。人の特性は他人が見て「あなた素晴らしいから是非やってちょうだい」とはいきますが、自分から探していくというのはどうやって探せばいいのでしょうか。難しいのではないかと思います。地域にたくさんの優秀な方がいるのでその方を引っ張り上げる、自治会長など地域の長の役目の方が探すというのならいいのですが、自分から売り込んでいくのは難しいのではないかでしょうか。

(山田委員)

今の御意見ですが、既にこの審議会で委員になられていることが、57ページにある市民の取組みにあるような、積極的にこれまでの経験や知識を活かせる場に参加する、ということだと思います。皆さん色々な方がいらっしゃいます。自治会活動やボランティア活動をやられている方、この場に参加されていていること自体が1つそうだと思います。

(釜塚委員)

出来る方と出来ない方がいらっしゃいます。私はやってしまいますが、遠慮する方もいらっしゃいます。引っ張ってあげればできるのですが。

(山田委員)

個人の問題ですので、100人いれば何人かはそういったことが出来る方がいるだらうと思っています。

話は変わりますが、先ほどから市民の取組みについて説明がありましたが、私は事務局の説明は納得できるところがあります。皆さんも納得できるのではないかと思います。しかしながら、心の中では何か合点がいかないというような気持ちになっているのではないでしょか。その理由はおそらく、市の取組みで記載しているように、市民の取組みも市民一人ひとりの気持ちになって記載すれば解消できると思うのです。この計画は市側の立場から記載されています。これはある種の、慇懃無礼な上から目線ではないかと思うのです。その辺を市民の立場で書けばいいのではないかと思います。ですから一市民の立場に立って、こういうことをやりましょうとかやるとか、記載すればいいのではないかと思いました。

(小野寺委員)

資料1の87ページ、市の取組みの上から4番目と5番目の2項目についてです。一般市民の方でもひきこもりの方が多いと思いますが、障害者になるともっといると思います。コロナの関係もありますが、視覚障害者や知的障害者、健常者と同じ行動が出来ない人がもっとひきこもっている状態だと、見えないところにたくさんいると思います。そのためのケアというか、正しい知識を持っている人材、そういう人を育てる研修などの人材育成が将来必要になると思います。ですから、この2項目の語尾は『努めます』よりも、必要というイメージが強いので、そのような表現に変えて頂きたいと思います。実際、自分のことになりますが、聴覚障害者団体、デフ協会と言いますが、その中に高齢のご夫婦がいます。奥様の方が今ひきこもりの状態です。認知症も発症しており、だんだん重くなっています。コミュニケーションには手話が必要ですが、手話ができるヘルパーがないので、まだまだ障害者に対して十分な人材育成がなされていない状況だと思います。将来的には本当に困っている障害者に対応できる人材の育成のため、その辺りをもっと重要視してほしいと思います。

(鎌田会長)

今の御意見は87ページの市の取組みの4番目と5番目ということですね。『関係機関と…努めます』『介護職員…努めます』と、両方語尾が努めますとなっていますが、もっと強い言葉ではっきりと行いますというように書いてほしい、ということですよね。事務局いかがでしょうか。

(宮澤障害者支援課長)

障害者の方も年を取って介護サービスが必要となる場面が出てくると思いま

す。そういうった介護サービスを提供する事業者が、聴覚障害を含めたあらゆる障害への理解や対応ができるように、関係課や関係機関と連携を図り対応できればいいと思っています。

(豊田健康福祉部次長兼介護支援課長)

今小野寺委員の方から話がありました、『介護職員…努めます』という箇所につきまして、現在就学資金貸付制度については実施しておりますし、助成につきましても既に進めていますので、その点事務局と相談して修正するように対応したいと考えています。

(鎌田会長)

事務局と相談して書き方を変えるように検討したいということですね。他に御意見ありますでしょうか。

(寺谷委員)

資料1の76ページの地域支え合い活動について、活性化という語尾に変わりました。平成25年に法律の改正がありまして、避難行動要支援者というのが流山市で支え合い活動の見守りの対象者になるということで条例化しましたが、こういった非常に大事なプロジェクトが地域で行われるにあたり、最近少し危惧しているのが、地域支え合い活動の制度が出来て6年が経過しています。民生委員も3年で3分の1ほどが変わります。行政の担当者も変わります。自治会長も1、2年で半分くらい変わりますので、継続、活性化という意味で危惧する面があります。次回の審議会でこの計画を推進するに当たって、その辺りが第4章に色々と明記されると思います。継続、活性化するためにどう進めるかというのは非常に大きなポイントだと思います。その辺りも御考慮頂いて、案を作成して頂ければと思います。

(中川社会福祉課健康福祉政策室長)

今のお話は実際に事業を進め、活性化させていく上で、実施にあたりどう担保していくかということだと思います。委員が仰ったように、第4章のところで記載していきたいと思います。

(琉委員)

資料1の54の福祉教育・学ぶ場のところです。現状・課題の真ん中あたりに、『幼少期からの福祉教育の実施』という言葉があります。また、その下の方

向性の1行目の後半に『学校における福祉教育・学習活動の推進』という言葉もあります。しかしながら、55ページの今後の取組みの欄には学校関係の記載が見当たりません。この点についてはどうなっていますか。

(中川社会福祉課健康福祉政策室長)

総合的な学習の時間等で福祉教育に取り組んでいることは把握出来ていますので、この点は学校部門に確認して、現状・課題や方向性に記載があるのに今後の取組みに記載がない点については盛り込むことを検討したいと思います。

(琉委員)

取組みとしてはあるけれども今後の取組みには記載していないということでしょうか。現状・課題や方向性にこれだけ記載があれば今後の取組みにも学校側の取組みとして何らかの形で記載されてもいいと思うのです。どこに書くかという点については市の取組みの一部でしょうから、こちらでいいと思います。

(鎌田会長)

事務局、直されるということでよろしいですか。

(中川社会福祉課健康福祉政策室長)

追加が可能かどうか検討して、次回の審議会で案を提示したいと考えています。

(牧委員)

資料1の61ページ、地域等の取組みの一番上に『ゴミの出し方や…温かく迎えましょう』とあります。まるで今まで冷たく迎えていたかのようです。これで簡単に自治会に入ってくれるのなら気が楽ですが、そうではないのではないかと思います。いい言葉が見つからないのですが、自治会活動への参加の協力を得ましょうとか、参加して頂きましょうとか、その方がよい気がします。迎えましょうという記載では迎えていないように見えます。

(鎌田会長)

地域等の取組みはこのような安易なものではなく、大変なものであるということなのですが、事務局から何か御意見ありますか。

(中川社会福祉課健康福祉政策室長)

今頂いた御指摘を元に、こちらで持ち帰らせて頂いて、ふさわしい表現がな
いか確認します。

(山田委員)

資料1の61ページ、自治会についてなのですが、市の取組みの中に、『住宅開発業者等に…図っていきます』とあります。これは昔からやってきたものなのでしょうか。例えば新しくマンションが建設されると、管理組合が出来ます。そういう時にそのマンションで自治会を作つて下さいなどということを、今までされてきているのでしょうか。

(石渡委員)

社会福祉協議会では自治会から1世帯当たり300円の社会福祉協議会費を頂いています。その関係で色々な自治会を当たりますが、現在マンションの場合は管理組合で一括して1軒当たり100円位、またアパートも管理者から1軒あたり100円、管理者から頂いています。ですから、自治会の加入者自体は掴みきれていません。段々と自治会の加入者は少なくなっていますので、このお金も集めきれなくなっています。少なくなってきたというのが現実です。

(早川健康福祉部長)

自治会活動については御存じの委員もいらっしゃるのではないかと思いますが、市民生活部のコミュニティ課が窓口になっています。正確なお答えは次回の審議会までにコミュニティ課から情報を聞いてお答えしたいと思いますが、私がもう40年近く前に市役所に初めて入庁したときにコミュニティ課に配属になり、自治会担当をしていました。その時の自治会との関係については61ページに記載のとおり、まず宅地開発があったりマンションができたりすると、当時は開発指導要綱というものがあって、市はそれに基づいて自治会加入や自治会の創設についてコミュニティ課と事前に御相談下さいという意見付記をします。そうすると開発事業者やマンション建設業者が意見を付記した市役所の部署をまわりますので、例えば宅地開発であれば隣接する自治会にはどういったところがあり、そこに戸建てを建てて自治会に入りたいという方であればどこの自治会がいいのか、というような情報を差し上げて、後に入居された方に情報提供して頂くというようなことをしています。マンションについては管理組合がありますので、それが自治会として移行するかどうかということはそこに入居された方々の判断になりますので、強制はできません。そのような流れ

が従前にはありました。現在もほぼ同じようなやり方をしていると思いますが、私からは参考意見として、市役所としてはそのような働きかけをしていると思います。正確には次回までにコミュニティ課から情報収集をしてお答えします。

(鎌田会長)

今日の議論を深めるに当たり、私から皆さんに一言意見を申し上げます。この地域福祉計画の位置付けとしては、まず、市の最上位の計画として流山市総合計画という計画があります。また、地域福祉計画の下位に位置付けられるものとして、高齢者支援計画や障害者福祉計画といった計画があります。そういう個別の福祉計画と流山市総合計画の間にあるのが、地域福祉計画なのです。ということは、市としての福祉計画ではなく、市の福祉計画がこの地域福祉計画に含まれ、流山市全体の福祉計画はこの地域福祉計画であるということなのです。ですから、流山市としては福祉というものは市だけが担うものではなく、地域の方、地域の団体や関連する組織、それと流山市、この3つが総合的に支えるものであるという基本的な考え方があって、そのうえで地域福祉計画というものがあるというコンセプトであると私は理解しています。ですので、本日審議を行っている第3章というのは、全て市民の取組みと地域等の取組み、市の取組みと書かれているのです。皆さんのお話から明らかになってきたのですが、語尾が『～しましょう』や『～努めます』というのはどうなのか、ということはそういったところから出てくるもので、市役所が作る地域の福祉計画なので、市民の皆さんにはこういう役割があるので『～してください』だと強いて、どうしても『～しましょう』という呼び掛け口調になるのだろうと思います。それから、地域の取組みについては、地域の個人だけではなく色々な団体や組織の方の取組みをどうするかということなので、『～しましょう』という書き方になっています。そして市の取組みについては、はっきりと『やります』という書き方ではなく、計画ですので『～努めます』という書き方が多くなっています。また、中心となって担うというよりは、市民の方や地域にある団体や組織をサポートする、全般的にそのような書き方になっていると思います。ですので、先ほど資料1の57ページのところで釜塚委員がおっしゃいましたが、『これまでの…探してみましょう』という形で全市民に対して取組みを訴えているのに、言葉があまりにも求め過ぎというか、その他のところも『～しましょう』など、市民にあまりにも求め過ぎ、そして行政の方もそれを支えます、という、ちょっと引き気味、私としては全体的にそのような地域福祉計画になっているのではないかと思いました。委員の皆さんもなんとなくこの地域福祉計画について少し引っかかりがあるのではないかと思いますが、どのように思

われますか。

(寺谷委員)

私が描いている地域福祉計画というものは、去年審議しました高齢者・障害者の福祉計画、そしてその前に策定された子どもの計画の、福祉の共通部門を地域でどのようにするかということを記載したものが地域福祉計画であると考えています。そしてそのベースは自助・共助・公助です。計画が上位・下位というよりは、横断的なものと考えています。

(釜塚委員)

言葉の点で少し気になったのですが、資料1の73ページ、市民の取組みの一番上の途中、『近所や…取り組んでみましょう』というところで、『～みましょう』という表現は他にもいくつかありますが、この場合は『取り組んでいきましょう』、それと77ページの同じく市民の取組みの3番目、『ほんの少しの…気を配ってみましょう』は『気を配っていきましょう』、また85ページの同じく市民の取組みの2番目、『困ったときに…確認しておきましょう』は『日頃から見つけておきましょう』ではないでしょうか。市役所の方で、こういう時にはこういう言葉を使う、ということであればいいのですが、日頃私たちが使うときにはこのような言い方をするものですから。

(中川社会福祉課健康福祉政策室長)

市民の取組みのところで、表現として『～してみましょう』であったり、皆さんのが少し強すぎると感じられたりする部分もあれば、逆に少し弱すぎると感じられる部分もあると思います。使う場面によってどのくらいお願いするのか、という加減もあるのですが、ここは表現を統一した方がよろしいでしょうか。

(鎌田会長)

計画ですからその表現を使う場面によってお願いなどあると思いますので、表現を統一することではないと思います。

(早川健康福祉部長)

今鎌田会長が分かりやすく仰られたように、資料1の8ページ以降に計画の位置付けという流山市総合計画との関連性を踏まえた、いわゆる総論の総論というようなページがあるのですが、ここになぜ地域福祉計画を策定して運用するのかという法律の根拠条文が記載されています。ここの①～⑤が条文で規定

されているのです。地域福祉計画は社会福祉法第107条で市町村に策定が求められているものです。その趣旨は地域における様々な課題、生活課題とか福祉課題とか、なるべく統一した方がよいのではないかという御指摘を頂きましたが、様々な地域の課題をとらえて、その課題解決のために社会福祉法全体の流れとして、住民の方々の参加を得て地域課題の解決に取り組んでいきましょう、そのために住民の方や地域に、もっと平らな言葉で言えば、～に協力して貰えませんか、ということです。それを呼び掛ける形が一番受け入れやすいということと、私どもとしては強制ではなく主体的な参加を得たいということで、呼び掛けさせて頂く言葉尻とさせて頂いています。ただし、頂いた御意見ではそれが住民の目線からするとそこに書くべきものか、という視点は取りこぼしてはならないと思いますので、最終案までには今一度精査をして呼び掛けさせて頂くべき内容と言葉尻を踏まえて、もっと精度を上げていきたいと思っています。

(鎌田会長)

他に御意見いかがでしょうか。

(豊田健康福祉部次長兼介護支援課長)

先に話が出ました57ページの件で、『認知症サポーター養成講座をはじめとした』という記載については、先ほど鎌田会長が仰られたとおり、あくまでも例えです。これは介護支援課で行っている事業でございますが、令和3年4月時点でのサポーターの人数が1万8千人ほどいます。また、1年間で4回ほど講座を開いておりまして、講座に出る方は毎年増えています。今後もこういった講座を通じて、地域の中にそういった方を増やしていくことの例えとして出しています。

(鎌田会長)

委員の皆様、他にはよろしいでしょうか。

それでは、私から再度一言申し上げたいのですが、早川健康福祉部長から、この地域福祉計画については市民の方の協力を頂くというコンセプトで出来ている計画であるというお話をあったと思います。この地域福祉計画につきましては自助・共助・公助という施策の方針が示されています。第3章が全体的にこのような書き方になっているというのは、例えば資料1の52ページに地域福祉の理解という項目がありますが、その現状・課題の冒頭に『地域福祉の…第一歩となります』とあります。その下にもありますが、自分たちが福祉の受

け手でもあるし担い手でもある、むしろ協力というよりは、福祉の担い手は市民なのだということを最初の方で割と強く打ち出しているので、それ以降についても、市民の方はこうしてみましょう、ああしてみましょうと、少し強く出る文章になっており、その点は前期計画より今期計画の方がより強めに出ているのではないかという印象を持っています。

また、先ほど寺谷委員から意見が出ましたが、前回は基本理念について審議させて頂いて、今回はいきなり第3章に飛んでいますね。第2章で前期計画を振り返って今期計画が出来たのだ、という記述があると思いますが、その点を飛ばして第3章の審議を行ったので、少し分かりにくかったのではないかと思います。

そろそろ時間なのですが皆さん御意見いかがでしょうか。

それでは、時間の関係から、本日の審議はこれで終了します。また次回議論を深めていきたいと思います。それでは他に事務局から何かございますか。

(中川社会福祉課健康福祉政策室長)

本日は御審議頂きありがとうございました。審議会当日の議論の時間を確保するため、前回同様に事前の質疑回答を行いたいと考えています。事前の質疑等がありましたら、本日配付させて頂きました事前意見書に御記入のうえ御提出をお願いします。なお、この様式以外、メール等での提出も可能ですので、御協力よろしくお願ひします。

また、皆様、福祉施策審議会委員の任期が今年の11月23日で満了となりますので、先行して8月2日から、委員の皆様のうち市民等で御参加頂いた方7名について公募を行う予定であります。応募は8月16日で締め切る形になり、その後選考をさせて頂きます。応募方法等は8月1日号の広報、または市のホームページに掲載させて頂きますので是非御覧頂いて、よろしければ積極的に応募頂けたらと思いますので、よろしくお願ひ致します。

(鎌田会長)

確認ですが、ここにいる委員の皆様は再度の応募は出来るということで大丈夫ですか。

(中川社会福祉課健康福祉政策室長)

はい、大丈夫です。

(鎌田会長)

その他に何かございますか。

それでは最後に、次回の審議会の日程について事務局から御案内をお願いします。

(中川社会福祉課健康福祉政策室長)

それでは最後に次回、第4回の福祉施策審議会の開催日時と場所を御案内させて頂きます。次回は8月24日（火）午前10時からとなります。場所はこちらではなく市役所第2庁舎3階、302・303会議室になります。次回は市役所で審議を行いますので、御注意下さるようお願いします。

配付した資料については、次回もお持ちいただきますようお願いします。

お忙しい中とは思いますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局からは以上でございます。

(鎌田会長)

本日の議事は、以上をもちまして終了いたします。御協力ありがとうございました。